

新 公 協 6 7 号  
2021（令和3）年2月19日

協議会加盟販売責任者 殿  
協議会加盟販売局長 殿  
新聞公正取引協議委員会委員 殿  
地区新聞公正取引協議委員会委員長 殿  
支部新聞公正取引協議委員会委員長 殿

新聞公正取引協議会  
新聞公正取引協議委員会  
委員長 佐熊 龍治

### 第702回新聞公正取引協議委員会確認・決定事項お知らせの件

2月18日開催の標記会合は、下記のとおり確認・決定しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 系統会が実施する一般懸賞について

中央協は現在、販売店の集合体である系統会は、一般懸賞の実施主体である事業者には当たらないとの運用をしている。系統会主体の一般懸賞を解禁するか審議した結果、解禁せず現在の解釈運用を続けることとした。

複数店舗が同一内容の懸賞を実施する場合は、店舗ごとに①提供する景品名と価格②当選者数③提供する景品総額④売上予定総額に占める③の割合——をあらかじめ算出し、支部協に届け出る現行ルールを順守するよう佐熊委員長（日経）から指示があった。別紙（新公協66号）で協議会加盟各系統にあらためて周知徹底する。

#### 2. 購読契約に際して提供する電子マネーの扱いについて

購読契約に際して電子マネーを提供する場合、購読料の値引きには当たらず、景品類提供に該当するとの消費者庁の以下の見解を確認した。

PayPay や LINE Pay など QR コード決済サービスの電子マネーは、コンビニ払いの収納代行票などの方法において、新聞購読料の支払いに利用できる。

新聞の購読契約に際して電子マネーを提供する場合、景品か値引きかについて、消費者庁の見解を以下のとおり確認した。

電子マネーの取扱いは、ポイントサービスと同様に考える。

自己との商品・サービスの取引において、値引きと認められる経済上の利益を提供する場合は、景品類には該当せず、景品規制は適用されないが、自店だけでなく他店でも共通して支払いの一部に充当できる電子マネーを提供することは景品類の提供に該当する。

（21年1月・消費者庁表示対策課）

新聞購読料以外の支払いに充当できる PayPay や LINE Pay などの電子マネーを購読契約に際して提供する場合、値引きではなく、景品類の扱いになる。6・8ルールの範囲内で提供できる。

### 3. 地域別協議会の規則改正に関する件

北海道地区協、東北地区協管内2支部協（宮城県、福島県）、北陸地区協および管内3支部協（富山県、石川県、福井県）の規則改正上申を承認した。内容はいずれも戸別配布の試読紙の上限を1か月7回から14回に変更するもの。九州地区協からは、宮崎県支部協事務局の移転に伴う「組織および運営に関する規則」改正の上申があり承認した。

### 4. 懸賞企画の届け出に関する件

発行本社が実施する一般懸賞について以下の届け出があり、了承した。

#### <読売新聞東京本社>

千葉県読売大感謝祭 3月1日～4月30日 千葉県で実施

#### <日本経済新聞社>

日経STUDYUM・ご愛読感謝キャンペーン他 3月3日～4月6日 全国で実施

#### <十勝毎日新聞社>

「かちまいクイズ」クイズに答えて、プレゼントを当てよう 3月7日～4月3日 発行エリア全域で実施

#### <河北新報社>

デジタル紙面7周年記念キャンペーン懸賞 3月15日～4月15日 発行エリア全域で実施

#### <河北新報社>

「春は武将でチョッキン・ペッタン」懸賞 2月25日～3月5日 発行エリア全域で実施

#### <秋田魁新報社>

ブラウブリッツ秋田J2昇格記念 読者懸賞 2月19日～3月19日 秋田県で実施

#### <神戸新聞社>

おうち時間を地元産品で！ご愛読感謝キャンペーン 4月1日～5月31日 発行エリア全域で実施

#### <神戸新聞社（デイリースポーツ）>

阪神タイガース勝ち星カレンダー読者プレゼント 2021年の阪神タイガース公式戦勝利の翌日（休刊日の場合は翌々日） 発行エリア全域で実施

#### <山陽新聞社>

山陽新聞 口座振替キャンペーン懸賞 3月22日～5月31日 発行エリア全域で実施

#### <中国新聞社>

中国新聞SELECT懸賞（第13期）3月21日～8月24日に計6回各3日間 発行エリア全域で実施

#### <佐賀新聞社>

佐賀新聞 共にB1へ！ 佐賀ブルーナース公式戦ご招待—ご愛読キャンペーン 3月1日～6月30日 発行エリア全域で実施

#### <長崎新聞社>

ととととto motto！読者プレゼント（3月12日付）3月12日～19日 発行エリアで実施

#### <長崎新聞社>

ととととto motto！読者プレゼント（3月26日付）3月26日～4月2日 発行エリアで実施

## ＜琉球新報社＞

琉球新報ご愛読感謝スプリングキャンペーン 3月1日～5月31日 沖縄県で実施

### 【販売委員会事項】

#### 1. 30～40代無購読家庭を対象にしたモニターキャンペーンについて

新聞協会運営委員会の指示を受けて販売委員会が実施したモニターキャンペーンの結果報告を了承した。有効回答3226人のうち26.5%が、今後の新聞購読意向ありと回答し、43.6%が1か月の期間中、ほとんど毎日読んだと回答した。親の閲読頻度が上がると購読意向も上がる傾向が確認できた。キャンペーンの目的である「新聞に触れてもらうことで、新聞閲読が子どもの学力向上に役立つことを理解してもらう機会の創出」は達成できたと評価できる。次年度の実施を前向きに検討していく。

#### 2. 特定商取引法改正について

消費者庁が3月中に国会提出を予定している特定商取引法改正について、販売委員会の意見書を消費者庁に提出することを決めた。

消費者庁は①事業者が義務付けている契約書面について、消費者が承諾した場合に限り、電子データを認める②書面が義務付けられているクーリング・オフ通知について、オンラインでも可能にする——内容を改正案に盛り込むとしている。

これについて、デジタル化には反対しないが、法案作成にあたっては事業者側の意見を聞き合意形成に努めるなど、慎重な検討を求めることとした。意見書は販売委員会委員による持ち回り審議を経て2月中に提出する。

#### 3. 「春の新聞週間」に向けた無購読者対策に関する件

「春の新聞週間」における各支部協のPR活動予定について、3月度販売委員会で文書報告するよう、佐熊委員長から各地区協委員長に対して指示があった。

以 上